

【 審 議 会 等 】

審議会等とは、審議会や各種委員会など、法律、町条例等を根拠に設置される附属機関や町長が設置した審査、諮問、調査等を目的とした機関を指しますが、これら審査会等で重要施策等に係る議題を提案し、委員から意見を聴取することも町民参画のひとつの手法として位置付けています。

なお、審議会等の委員の委嘱・任命は、法令等で決められている場合を除き、公募するよう努めるとともに、男女の割合に配慮し、幅広い分野から人材を登用することで町民の多様な意見が反映されるよう努めることをルール化しています。

そのため、住民基本台帳から無作為に選んだ町民を候補者として指名する新たな方法を審議会等の委員の委嘱・任命に適用できるよう、規則で整理しています。

[審議会等のイメージ] (重要施策等の案の策定に向けた意見聴取・町民提案)

